

佐倉市条例第 号

佐倉市休日夜間急病等診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

佐倉市休日夜間急病等診療所の設置及び管理に関する条例（昭和54年佐倉市条例第25号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

佐倉市休日夜間急病診療所の設置及び管理に関する条例

第1条中「佐倉市休日夜間急病等診療所」を「佐倉市休日夜間急病診療所」に、「、必要な」を「必要な」に改める。

第2条中「及び本市に在住するねたきり老人及びねたきり身体障害者（以下「在宅ねたきり老人等」という。）の歯科診療」を削る。

第3条を削る。

第4条の表中「佐倉市休日夜間急病等診療所」を「佐倉市休日夜間急病診療所」に改め、同条を第3条とし、第5条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

（診療時間）

第5条 診療所の診療時間は、午後7時から午後10時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

第6条を次のように改める。

（診療日）

第6条 診療所の診療日は、毎週日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年佐倉市条例第32号)の一部を次のように改正する。

別表第1 休日夜間急病等診療所の項中「休日夜間急病等診療所」を「休日夜間急病診療所」に改め、同表在宅ねたきり老人等訪問歯科診療事業の項を削る。